

福岡市建築基準法施行条例 第6条の2（警固断層に着目した

建築物の耐震対策）の解説及び取扱いについて

平成20年9月1日
住宅都市局建築指導部建築指導課
住宅政策部耐震・安全推進課

平成20年10月1日より施行される、改正条例第6条の2第1項及び第2項についての取り扱いを、次の通り定めるもの。

1. 対象建築物及び設計地震力の上乗せ基準について（第6条の2第1項）

耐震性能の強化(上乗せ)の趣旨は、警固断層に着目した建築物の耐震対策として、保有水平耐力の確認など、極めて稀に発生する大地震を想定した構造計算を対象としたものであり、1次設計等にも適用するものではありません。

	条文	上乗せ対象部分	内容 [※]	参考
(1)	施行令第81条第1項	極めて稀に発生する地震動に対する建築物の時刻暦解析	建築物への入力地震動レベル（一般的には地表位置）において割増し	平成12年建設省告示第1461号第四号イ
(2)	施行令第81条第2項第1号イ	保有水平耐力の計算	必要保有水平耐力の計算において割増し	令第82条の3第二号
		限界耐力計算における安全限界耐力の計算	建築物に作用する地震力の計算において割増し	令第82条の5第1項第五号ハ
	施行令第81条第2項第1号ロ	極めて稀に発生する地震動に対する免震建築物の設計	建築物に作用する地震力の計算において割増し	時刻暦解析による場合は(1)に準じる
		極めて稀に発生する地震動に対するエネルギーの釣合いに基づく計算	建築物の必要エネルギー吸収量の計算において割増し	平成17年国土交通省告示第631号第六第一号ロ(1)

※ 極めて稀に発生する地震動に対する設計において、荷重を1.25倍に割増すか、同等以上の余裕度を確保することにより対応する。

例えば地域係数Zを1.0にする、必要保有水平耐力計算時のC₀を1.25とするなど荷重を1.25倍に割増す、あるいは全層において保有水平耐力が必要保有水平耐力を1.25倍以上上回るなど、具体的な対応方法を構造計算概要書にも明記のこと。

2. 建築計画概要書への記載例（第6条の2第2項）

第三号様式の建築計画概要書【18. その他必要な事項】に以下のとおり記入する。

	該当建物	×1.25	記載例
ケース①	×	×	(何も記入しない)
ケース②	×	○	市条例第6条の2第1項による構造計算を行うよう努めるべき建築物でないが、規定の構造計算を行った
ケース③	○	×	市条例第6条の2第1項による構造計算を行うよう努めるべき建築物
ケース④	○	○	市条例第6条の2第1項による構造計算を行うよう努めるべき建築物で、規定の構造計算を行った

※ 第三号様式に記載するためには、第二号様式の確認申請書（建築物）（第三面）

【18. その他必要な事項】に記載すれば、第三号様式に転記される。

【参考：条例第6条の2抜粋】

(中高層の建築物の構造耐力)

第6条の2 別表第1に掲げる区域においては、高さが20メートルを超える建築物について次に掲げる構造計算を行う場合は、施行令第88条第1項に規定する国土交通大臣が定める数値に替えて、当該数値に1.25を乗じて得た数値を用いるよう努めなければならない。

(1) 施行令第81条第1項に規定する基準に係る構造計算

(2) 施行令第81条第2項第1号イ若しくはロ又は同項第2号ロに規定する構造計算

2 前項に規定する場合においては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第3号様式による建築計画概要書に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 前項の規定による構造計算を行うよう努めるべき建築物であること。

(2) 前項の規定による構造計算を行った場合は、その旨

3 法第3条第2項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物の部分（第37条において「建築物等」という。）について増築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更をする場合は、前2項の規定は、適用しない。